

“ 岩手労働局長就任のご挨拶 ”

岩手労働局長  
岡 英夫



昨年12月1日付けで岩手労働局長を拝命いたしました。

岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様には、労働行政の推進につきまして、格別なる御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新春には、全国高等学校サッカー選手権大会において盛岡商業高校が栄えある全国制覇を果たしましたが、岡山県出身の私にとって、岩手に就任して早々に両県の代表校が決勝戦で対峙したことになるが、因縁を感じるとともに、当県に初めて優勝旗がもたらされたことを心からお祝い申し上げます。

さて、県内経済は緩やかな回復基調にあり、こうした状況を反映してIT関連の電子部品・デバイス製造業、自動車関連及び卸・小売業を中心として新規求人が堅調な伸びを示すなど雇用情勢も改善傾向にありますが、依然として中央と地方、内陸と沿岸の格差は解消されておらず、会員の皆様にとって景気回復の実感も、業種・地域によって受け止め方も異なっているのではないかと推察いたします。

このような経済情勢の下、岩手労働局における施策と課題について申し上げます。

第一に、労働基準行政につきましては、労働者の労働条件の確保・改善を図るとともに、依然として多発している死亡労働災害対策を重点とした労働災害防止対策を推進してまいります。また、過重労働による健康障害防止対策などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第二に、職業安定行政においては、雇用対策は国政、県政の最重要課題の一つであるとの認識の下、まず雇用のミスマッチの縮小が課題と考えており、的確な求人・求職のマッチングを図るため、効果的な求人開拓並びに求職者に対する個別支援等を含めた総合的な雇用対策を行ってまいります。また、若年失業者や障害者に対する就職支援について、地方自治体と連携・協力して取り組み、雇用の安定を図ってまいりたいと考えております。

第三に雇用均等行政においては、平成19年4月1日から施行される改正男女雇用機会均等法の円滑な実施に向けて周知・徹底を図るとともに、仕事と子育ての両立支援対策として、育児・介護休業法の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出が進みますよう、引き続き啓発・指導を行ってまいりたいと考えております。

このような対策を講じながら、岩手労働局は地域における総合労働行政機関として、県民に信頼される適切なサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き労働行政への御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 平成 19 年度 全国中央会助成事業の募集について

全国中央会では、平成 19 年度の中小企業連携組織に対する補助事業実施組合等について、平成 19 年 1 月 15 日から募集を開始しております。

募集する補助事業は以下の 4 事業です。

- ( 1 ) 中小企業組合等活路開拓事業
- ( 2 ) 組合等自主研修事業
- ( 3 ) 組合等 Web 構築支援事業
- ( 4 ) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

各事業の内容については次ページ「募集助成事業一覧」をご参照下さい。

岩手県中央会では、組合等の助成事業の応募に際して多くの組合等の助成希望が受け入れられるよう、事業計画書の作成等を支援いたしますので、ご希望の際は本誌同封の「希望調査票」に必要事項をご記入の上、本会宛にご送付下さい。

なお、募集要綱及び応募書類（様式）につきましては、本会にお問い合わせ頂くか、下記 URL からダウンロードすることができます（PDF ファイル）。

【ダウンロードページ】 <http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/070115hojo.htm>

【お問い合わせ先】 本会 連携支援部 : 019-624-1363

### 【 補助対象組合等の募集・選考日程（予定） 】

公募開始	1 月 1 5 日
応募締切	2 月 2 8 日（全国中央会への応募申請）
書類選考	3 月上旬～
選考委員会 採否の通知	4 月上旬
交付申請説明会	4 月中旬
補助金交付申請	4 月下旬以降
補助金交付決定 事業開始	

上記の日程は予定ですので、変更する場合があります。

## 平成 19 年度 全国中央会助成事業の募集について

全国中央会では、平成 19 年度の中小企業連携組織に対する補助事業実施組合等について、平成 19 年 1 月 15 日から募集を開始しております。

募集する補助事業は以下の 4 事業です。

- ( 1 ) 中小企業組合等活路開拓事業
- ( 2 ) 組合等自主研修事業
- ( 3 ) 組合等 Web 構築支援事業
- ( 4 ) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

各事業の内容については次ページ「募集助成事業一覧」をご参照下さい。

岩手県中央会では、組合等の助成事業の応募に際して多くの組合等の助成希望が受け入れられるよう、事業計画書の作成等を支援いたしますので、ご希望の際は本誌同封の「希望調査票」に必要事項をご記入の上、本会宛にご送付下さい。

なお、募集要綱及び応募書類（様式）につきましては、本会にお問い合わせ頂くか、下記 URL からダウンロードすることができます（PDF ファイル）。

【ダウンロードページ】 <http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/070115hojo.htm>

【お問い合わせ先】 本会 連携支援部 : 019-624-1363

### 【 補助対象組合等の募集・選考日程（予定） 】

公募開始	1 月 1 5 日
応募締切	2 月 2 8 日（全国中央会への応募申請）
書類選考	3 月上旬～
選考委員会 採否の通知	4 月上旬
交付申請説明会	4 月中旬
補助金交付申請	4 月下旬以降
補助金交付決定 事業開始	

上記の日程は予定ですので、変更する場合があります。

平成19年度全国中央会「募集助成事業一覧」

事業名	事業の趣旨	事業のテーマ等	補助対象経費	補助金額	補助対象数	補助対象者
中小企業組合等活路開拓事業	中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、単独では解決が困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマについて、組合等がこれを改善するための事業に対し支援。	技術・技能継承・後継者育成、経営環境変化への対処、IT・環境問題、労働問題、取引慣行是正、事業構造改善・新事業分野進出、創業者支援、情報化促進、中心市街地活性化、その他	謝金、旅費、会議費、会場借料、会場設営費、資料費、印刷費、広告宣伝費、集計費、車両借上費、委託費、借損料、見学実習費、原稿料、原材料費、機械装置等購入費、備品費、製造・改良・据付費、加工費、実験費、光熱費、燃料費、試作費、設計費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 <u>12,297千円</u> (事業費の総額が20,495千円以下なら要した額の6/10以内)	90 組合等	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、
組合等自主研修事業	中小企業組合等がその組合員(会員)等を対象に研修を行い、組合等の人材養成促進のために実施する事業に対し支援。	研修内容... イ.経営・販売管理、経理、財務、労務、運営等 ロ.新製品開発、新技術導入、新分野進出等 ハ.中小企業・組合等の今後のあり方に関する研究 研修対象...組合等の組合員(会員) 研修方法...講義、討議、事例研究等	謝金、講師旅費、会場借料、資料費、印刷費、車両借上費、借損料、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 <u>210千円</u> (事業費の総額が350千円以下なら要した額の6/10以内)	100 組合等	企業組合、協業組合、商工組合(連合会含む)、商店街振興組合(連合会含む)、生活衛生同業組合
組合等Web構築支援事業	組合等が、インターネットを通じて全国に公開する組合等のWebサイト制作に要する経費の一部を補助。	以下の業務が対象 制作の企画、データ収集、整理、加工 Webサイト制作(情報・サービスの構築) Webサイト公開に係るサーバへの登録	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、委託費	補助金限度額 <u>600千円</u> (事業費の総額が1,000千円以下なら要した額の6/10以内)	100 組合等	(連合会含む) 社団法人、共同出資会社、中間法人、LLP、任意グループ
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	中小企業者のIT活用による経営革新を推進するため、組合等連携組織を基盤として実施する右記の事業内容に対し、事業費の一部を助成。	基本計画策定事業 システム開発を目指した計画立案、RFP策定並びに講習会等 情報システム構築事業 アプリケーション・ソフトの開発(設計、開発、稼働、テスト等)並びに講習会等	謝金、旅費、会議費、会場借料、原稿料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、委託費	補助金限度額 <u>12,297千円</u> (事業費の総額20,495千円以下なら要した額の6/10以内)	40 組合等	



### 葛巻町

#### - Town Information -

葛巻町は、四季の美しい自然と人々の笑顔が集う「酪農郷」。若手県北部、北上高地に位置し、標高1,000m級の山々に囲まれ、町の面積の86%が森林という典型的な中山間地で、酪農と林業を基幹産業に発展してきました。町の西部、くずまき高原牧場ではホルスタインがのんびりと草をはみ、自然の恵みをたっぷり受けた乳製品が造られています。また北東部、平庭高原では山ぶどうから「くずまきワイン」が造られています。

一方、袖山高原では雄大な牧場の中に3基、上外川高原には12基の風力発電が立ち並び、

メモ 人口 8,371人 面積 434.99km<sup>2</sup>

URL <http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/>

高原の風を受け雄大に回る姿は町のシンボルとなっています。自然を守り、自然を生かすこの町では、21世紀にふさわしい「自然との共生」が大切に守られています。

#### 平成18年度バイオマス利活用優良表彰事業

##### 農林水産大臣賞受賞

家畜排せつ物と生ゴミのメタン発酵によるバイオマス発電と液肥の製造、公共施設や個人住宅へのペレットボイラー・ストーブ等導入の取り組みが評価され、平成19年1月5日に農林水産省大臣室で表彰式が行われた。

#### 北緯40度 ミルクとワインのまち

「東北一の酪農郷」を誇る葛巻町は、牧場経営、山ぶどうワインの製造、ホテル経営を第三セクターで運営し、地域資源と人材を最大限に生かしています。

日本一の公共牧場「くずまき高原牧場」では、乳牛の乳搾りやアイスクリーム作り、子牛や羊とのふれあい、羊の毛刈りなどいろいろな牧場体験ができ、グリーンツーリズムの受け入れを行っています。また「ミルクハウス」「チーズハウス」「パンハウス」が隣接し、乳製品等の製造・販売、製造工程の見学も可能です。牧場で搾乳された生乳や地元の雑穀を使った製品は、豊かな自然の中で育てられ、その特徴は安全・安心、美味しいこと。牧場内の宿泊施設「くずまき交流館プラトー」（シュクランハウス(コテージ村)）では、新鮮な牛乳をはじめ乳製品、牛肉・ラム肉等が味わえます。

「くずまきワイン」は、地元で採れた山ぶどうを厳選し、ふんだんに使ってワインやジュースを製造し、国産ワインコンクールでは銀賞を受賞しています。工場内に入るとフルーティで芳醇な香りに包まれます。また隣接する「森の館ウッディ」は、木と緑のふれあいをテーマとしたモデル木造施設。地元産のカラマツとアカマツを主材とした特色ある構造は、木の良さを存分に体感できます。施設内には特産品コーナーや炭に関する資料館「炭の科学館」があります。

「ふれあい宿舎グリーンテージ」は、酪農をイメージした北欧風の宿泊施設。「山ぶどうワイン」で乾杯、地元の新鮮な食材をふんだんに使った料理を堪能、「夢源の湯」でくつろぎ、翌朝は搾りたての「くずまき高原牛乳」をご賞味ください。



くずまきワイン工場

#### エネルギー自給のまちづくり

葛巻町では、地球温暖化防止活動を展開するために“自然と人間の共生～天と地と人のめぐみを生かして～”を基本理念に「葛巻町新エネルギービジョン」を策定、クリーンエネルギーの導入を進めています。新エネルギービジョンの第一弾として稼動した袖山高原風力発電所には3基、続く上外川高原のグリーンパワーくずまき風力発電所には12基の風力発電が建設されました。また、学校や介護老人保健施設には太陽光発電、くずまき高原牧場には畜ふんバイオガスシステム、町内の公共施設等には木質ペレットボイラーやペレットストーブを導入しています。このように新世紀のクリーンエネルギー開発が着実に進められ、最近では、木質バイオガス発電所が稼動を始めました。現在、町のエネルギー自給率は78%（うち電力は185%）となり「エネルギー自給率100%のまち」を目指しています。

恵まれた自然の中で“天のめぐみ”風力・太陽光、“地のめぐみ”畜産ふん尿・森林・水力、そして豊かな風土・文化を守り育てた“人のめぐみ”を大切にしながら新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。地域資源

を活用しながら、地球温暖化防止対策を推進することで、産業振興や町の新たな魅力づくりにつなげていきます。



袖山高原  
風力発電所3基



上外川高原  
風力発電所12基



### 葛巻町

#### - Town Information -

葛巻町は、四季の美しい自然と人々の笑顔が集う「酪農郷」。若手県北部、北上高地に位置し、標高1,000m級の山々に囲まれ、町の面積の86%が森林という典型的な中山間地で、酪農と林業を基幹産業に発展してきました。町の西部、くずまき高原牧場ではホルスタインがのんびりと草をはみ、自然の恵みをたっぷり受けた乳製品が造られています。また北東部、平庭高原では山ぶどうから「くずまきワイン」が造られています。

一方、袖山高原では雄大な牧場の中に3基、上外川高原には12基の風力発電が立ち並び、

メモ 人口 8,371人 面積 434.99km<sup>2</sup>  
URL <http://www.town.kuzumaki.iwate.jp/>

高原の風を受け雄大に回る姿は町のシンボルとなっています。自然を守り、自然を生かすこの町では、21世紀にふさわしい「自然との共生」が大切に守られています。

#### 平成18年度バイオマス利活用優良表彰事業 農林水産大臣賞受賞

家畜排せつ物と生ゴミのメタン発酵によるバイオマス発電と液肥の製造、公共施設や個人住宅へのペレットボイラー・ストーブ等導入の取り組みが評価され、平成19年1月5日に農林水産省大臣室で表彰式が行われた。

#### 北緯40度 ミルクとワインのまち

「東北一の酪農郷」を誇る葛巻町は、牧場経営、山ぶどうワインの製造、ホテル経営を第三セクターで運営し、地域資源と人材を最大限に生かしています。

日本一の公共牧場「くずまき高原牧場」では、乳牛の乳搾りやアイスクリーム作り、子牛や羊とのふれあい、羊の毛刈りなどいろいろな牧場体験ができ、グリーンツーリズムの受け入れを行っています。また「ミルクハウス」「チーズハウス」「パンハウス」が隣接し、乳製品等の製造・販売、製造工程の見学も可能です。牧場で搾乳された生乳や地元の雑穀を使った製品は、豊かな自然の中で育てられ、その特徴は安全・安心、美味しいこと。牧場内の宿泊施設「くずまき交流館プラトー」（シュクランハウス(コテージ村)）では、新鮮な牛乳をはじめ乳製品、牛肉・ラム肉等が味わえます。

「くずまきワイン」は、地元で採れた山ぶどうを厳選し、ふんだんに使ってワインやジュースを製造し、国産ワインコンクールでは銀賞を受賞しています。工場内に入るとフルーティで芳醇な香りに包まれます。また隣接する「森の館ウッディ」は、木と緑のふれあいをテーマとしたモデル木造施設。地元産のカラマツとアカマツを主材とした特色ある構造は、木の良さを存分に体感できます。施設内には特産品コーナーや炭に関する資料館「炭の科学館」があります。

「ふれあい宿舎グリーンテージ」は、酪農をイメージした北欧風の宿泊施設。「山ぶどうワイン」で乾杯、地元の新鮮な食材をふんだんに使った料理を堪能、「夢源の湯」でくつろぎ、翌朝は搾りたての「くずまき高原牛乳」をご賞味ください。



くずまきワイン工場

#### エネルギー自給のまちづくり

葛巻町では、地球温暖化防止活動を展開するために“自然と人間の共生～天と地と人のめぐみを生かして～”を基本理念に「葛巻町新エネルギービジョン」を策定、クリーンエネルギーの導入を進めています。新エネルギービジョンの第一弾として稼動した袖山高原風力発電所には3基、続く上外川高原のグリーンパワーくずまき風力発電所には12基の風力発電が建設されました。また、学校や介護老人保健施設には太陽光発電、くずまき高原牧場には畜ふんバイオガスシステム、町内の公共施設等には木質ペレットボイラーやペレットストーブを導入しています。このように新世紀のクリーンエネルギー開発が着実に進められ、最近では、木質バイオガス発電所が稼動を始めました。現在、町のエネルギー自給率は78%（うち電力は185%）となり「エネルギー自給率100%のまち」を目指しています。

恵まれた自然の中で“天のめぐみ”風力・太陽光、“地のめぐみ”畜産ふん尿・森林・水力、そして豊かな風土・文化を守り育てた“人のめぐみ”を大切にしながら新エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。地域資源

を活用しながら、地球温暖化防止対策を推進することで、産業振興や町の新たな魅力づくりにつなげていきます。



袖山高原  
風力発電所3基



上外川高原  
風力発電所12基



## LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任事業組合)

### 制度と設立事例

#### 1. 法律制定の目的

海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、LLP (Limited Liability Partnership: 有限責任組合) や LLC (Limited Liability Company: 有限責任会社) という新たな事業体制度が整備されており、大きな効果を上げている。ところが、我が国では以下のような特徴を兼ね備えた事業体は存在しなかったことから、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法 (LLP法) を制定し、3つの特徴を持つ新たな事業体制度が2005年4月に創設された。

#### 2. LLP制度の特徴

有限責任制 : 出資者が出資額までしか責任を負わない。

内部自治原則 : 利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない。

取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。

構成員課税 : LLPに課税されずに、出資者に直接課税される。

これは、パス・スルー課税と呼ばれ、またLLPは法人格を持たないことにより、LLPに法人課税が課せられず、出資者への利益分配にも課税されるということがないことから、タックス・メリットが得られる。

#### 3. LLPの設立状況

経済産業省発表資料によると平成18年3月時点において、設立件数が300件を突破し、本県においては、1件の設立が確認されている。

業種としては、経営コンサルタントが28%を占めて最も多い。次に、ソフトウェア開発・コンテンツ制作が19%を占める。その他のサービス業も20%を占め、公共施設の管理サービスや、バイオの受託研究サービス、健康・医療・エネルギーの情報提供サービス等、多様なサービス提供LLPが設立されている。製造業は10%を占めている。この中には、新素材の研究開発や技術力のある中小企業が連携して脱下請けを図るなどの注目案件がある。製造業では、今後、大企業同士のジョイント・ベンチャーなど規模の大きいLLPも出てくることが予想される。

#### 4. 事例(1月5日 日刊工業新聞より)

～ LLPから株式会社に～

有限責任事業組合 (LLP) レゾナンツ・テクノロジー (群馬県) は、05年に設立し、約1億円を投じてレゾナコート (フッ素樹脂表面処理加工) の加工ラインを新設し、半導体装置メーカーからボルトの表面処理加工の取引につながった。さらに複数の大手電機メーカーからATMや空調機などの部品向けの引き合いが新たに活発になり、LLPとして活動した1年間でおよその事業基盤が整ったことから、信用力の向上と事業規模を拡大するために株式会社レゾナンツ・テクノロジーに改組することとなった。

#### 5. LLPの活用方途

LLPは共同事業体であるものの継続的な事業体 (法人) ではなく、組合の存続期間の定めもあり、特定プロジェクトに特化した連携組織構築に限定される必要がある。企業間連携の事業主体としての組織 (法人化) を望む企業等には、不向きであるが、事例のように新事業展開を図る初期段階において、事業リスクを各ステークホルダーと共有することが可能であれば、非常に優れた組織形態である。

本会としては、事例のような特定プロジェクトの推進に特化して、LLP組織を活用する方向で、支援していきたい。

**組織化動向 金ヶ崎国際経済技術協同組合 11月17日設立認可**

理事長	高橋文雄	出資金	50万円
住所	金ヶ崎町	組合員	8名
事業	・外国人研修生受入に関する事業 ・共同購買に関する事業 ・前各号の事業に付帯する事業		

**企業組合西和賀除雪社 1月5日設立認可**

理事長	高橋利憲	出資金	24万円
住所	西和賀町	組合員	4名
事業	・除雪作業業務・排雪作業業務 ・除雪・排雪作業業務の斡旋 ・草刈作業業務		

**岩手県浄化槽事業協同組合 1月9日設立認可**

理事長	阿部昌利	出資金	210万円
住所	盛岡市	組合員	10名
事業	・浄化槽等の設置工事及び保守点検に係る共同購買 ・浄化槽等の設置工事及び保守点検に係る共同受注 ・前各号の事業に付帯する事業		

**組合運営基礎研修会 ・ 組合決算講習会 ・ 組合自治監査講習会**

下記日程にて予定しております。後日文書にてご案内致します。

研修会名	開催日時・場所	講師・内容
組合運営基礎研修会	平成19年2月21日(水) 13:30~16:00 アイーナ(いわて県民情報交流センター) 804室	講師: 社会保険労務士 横山信英氏 本会担当職員 65歳継続雇用制度及び有期労働契約 ールの概要 改正組合法に対応した組合運営実務
組合決算講習会	平成19年3月6日(火) 13:30~16:00 アイーナ(いわて県民情報交流センター) 803室	講師: 税理士 小野寺孝一氏 組合決算の手続きと留意点
組合自治監査講習会	平成19年3月23日(金) 13:30~16:00 岩手県自治会館	講師: 公認会計士・税理士 遠藤明哲氏 改正組合法・会社法改正に伴う監査の 手法とチェックポイント

**企業経営者を対象としたシンポジウム**

- 開催日時・場所 平成19年2月14日(水) 12:30~15:30 盛岡市 ホテル東日本
  - パネルディスカッション「経営者による人材育成事例」  
パネリスト 谷村久興氏(谷村電機精機(株)代表取締役会長) 田鎖巖氏((株)エフビー代表取締役社長)  
原正紀氏(ジョブカフェサポートセンター代表)
  - 講演 「私の取材手帳から~未来を切り拓く経営者たち~」 福島敦子氏(キャスター・エッセイスト)
- 【お問い合わせ窓口】 岩手県総合雇用対策局 TEL019-629-5597

**主要日誌 (1月1日~1月31日) 中央会事業及び関係機関・団体行事への出席**

1/5 盛岡商工会議所新年交賀会	1/19(社)岩手経済同友会新年交賀会	1/25 盛岡駅前商業研究会新年会
1/5 盛岡酒類業新年交賀会	1/19 一関地主町(商振)新年会	1/26 岩手総合建設業(協)新年会
1/11 岩手県塗装(工)新年交賀会	1/19 北上地区自動車整備(協)新年交賀会	1/26 岩手県自動車整備協業(協連)新年交賀会
1/11 盛岡市建設業(協)新年交賀会	1/19 盛岡市材木町(商振)新年会	1/26 釜石水道工事業(協)新年会
1/10(協)日専連宮古新年会	1/19 花巻駅前商業(協)新年会	1/26(社)岩手県工業クラブ新年会
1/12 花巻自動車整備(協業)新年交賀会	1/19 食肉三団体新年会	1/26 宮古市中央通(商振)新年会
1/12 岩手町商業(協)新年交賀会	1/20(協)胆江自動車検査場新年会	1/27 盛岡中央工業団地(協)新年交賀会
1/12(協)日専連盛岡新年会	1/21 釜石水産物商業(協)新年交賀会	1/27 宮古市未広町(商振)新年会
1/12(協)日専連一関新年会	1/22 釜石鉄工団地(協)新年交賀会	1/27 北東北広域連携塾 in 盛岡
1/16 岩手県中古自動車販売(商工)新年会	1/23(協)宮古スタンプ会新年会	1/29 岩手県生コン(工業)トップセミナー
1/16 盛岡市肴町(商振)新年交賀会	1/24 岩手県採石(工)新年交賀会	1/29 岩手県土木コンクリートブロック(工業)新年祝賀会
1/17(協)盛岡卸センター新年交歓会	1/24 いわて産廃(協)新春懇話会	
1/18 夢現舎(企)創立総会	1/24 盛岡大通商店街(協)50周年記念祝賀会	1/29 東水沢商工(協)新年会
1/18 久慈地区中小企業団体協議会新年会	1/24(協)日専連北上新年会	1/30 ベトナムビジネスセミナー
1/18 岩手県印刷(工業)新年交賀会	1/25 岩手県電機(商業)新年交賀会	
1/18 盛岡駅前(商振)新年交歓会	1/25 岩手県ビル管理事業(協)新年交賀会	
1/18(協)北上エルピーガスセンター新年交賀会	1/25 岩手県生めん(協)新年交賀会	



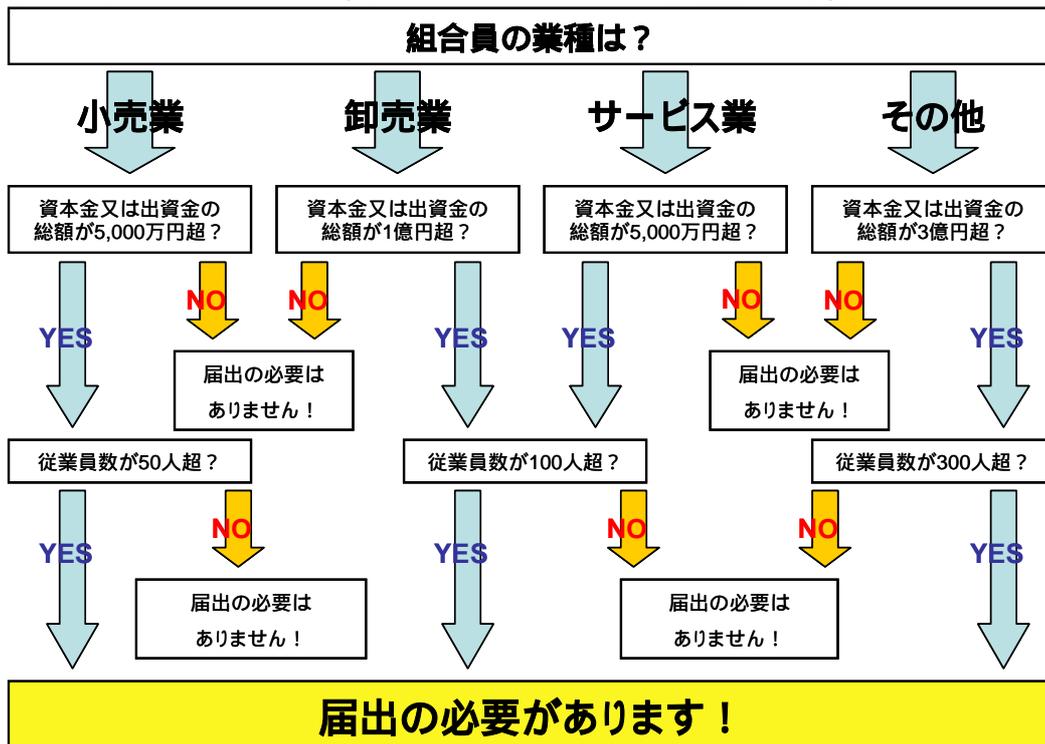
## 組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 新たに本組合に加入を希望している事業者がいます。その事業者は小売業を営んでいて、組合の地区内に支店があり、その支店の従業員は 50 人以下です。地区外にある本店の従業員は 50 人以上で、資本金が 5,000 万円を超えています。この事業者が加入する場合、公正取引委員会へ届け出る必要があるのでしょうか？また、その場合には、どのような手続等が必要になるのでしょうか？

A . 組合員資格に関する使用従業員の数は、本店と支店を合わせたものとされています。ですからこの場合は、使用従業員の数は明らかに 50 人を超えていますし、しかも資本金が 5,000 万円を超えているので公正取引委員会への届出が必要になります。(使用従業員とは、常用使用する従業員を指し、事業主又は法人と常用雇用関係を結んでいる者)

「中小企業等協同組合法第 7 条第 3 項の規定による届出に関する規則」により、中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から 30 日以内に公正取引委員会への届出義務があります。大規模事業者に該当するかどうかの基準は、業種ごとに、資本金又は出資金の額及び従業員数により定められています(下のフローチャートをご参照下さい。)



提出書類としては以下のものが必要になります。

- (1) 中小企業等協同組合法第 7 条第 3 項の規定による届出書
- (2) 定款
- (3) 組合の行っている事業に関する規約
- (4) 組合員名簿
- (5) 役員名簿
- (6) 組織図
- (7) 事業報告書を作成している場合には、その写し
- (8) 事業計画書を作成している場合には、その写し
- (9) 届出の原因となった組合員に係る最終の貸借対照表及び損益計算書



### 景況感は依然横這いで推移 (平成18年12月)

#### 全体の概要

今冬は暖冬傾向だが、12月も雪が少ない暖かな気候で推移した。暖冬の煽りを受け季節物の売上に影響がある一部の小売業や、一昨年の大雪を期待する業界もある等、気候が経済に及ぼす影響が如実に現れる状況が見て取れた。資材価格の上昇、コストダウン要請に苦慮する製造業・卸売業、大型店の相次ぐ進出の影響が徐々に現れ始めた商店街等、業種により好不況の違いはあるが、全体の景況DI値は30で先月の景況DI値と同じ値。ただし昨年同月値41と比べると、全般的には景気が改善しつつあることを示しており、基調としては依然横這いで推移している。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### パン製造業

12月はケーキや餅等である程度の動きはあるが、パンの需要は回復の兆しが見えない。

##### 菓子製造業

盛岡地区は大型SCやスーパーの開業が相次ぎ、消費者の分散が顕著に見受けられる。

##### 木材・木製品製造業

合板工場の針葉樹原木の需要拡大と、暖冬による林道・作業道の悪路のため、チップ材は例年になく不足している。

##### 窯業・土石製造業

生産量、出荷量とも増加しているが、油の値上がりに加えダンプ受注の影響により経営状態は好転せず、依然として厳しい。

##### 一般機器製造業

受注量は横這いで推移している。コストダウン要請が厳しくなっている。

##### 水産物卸売業(盛岡市)

量・金額とも3ヶ月連続で前年を下回った。12

月は大型店の開店も相次ぎ業者間競争が激化。

##### 野菜果実小売業

12月は年間最大の特需だが、クリスマスやお飾り、切り花等を主とした年末ムードのうねりが、市場取引から消えつつあることを強く感じた。

##### 燃料小売業

LP小売価格については現状維持が続くと思われる。暖冬の影響による需要減と相まって、経営環境は厳しさを増している。

##### 商店街(一関)

暖冬で降雪がないため、冬物衣料の動きが鈍く厳しい商況。

##### 旅館業

宿泊を伴う忘年会も減少傾向で客単価も低く、雪不足によりスキー場への客足も鈍っており、厳しい業況。

##### 建物サービス業

暖冬のため除雪業務が殆どなく、人件費が収益を圧迫してきた。

#### 前年同月(平成17年12月)との数値の比較

#### 17年12月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	3	5	9	1	6	10	0	11	6	2	6	9
非製造業	10	12	10	4	15	13	1	27	4	3	13	16
計	13	17	19	5	21	23	1	38	10	5	19	25

#### 18年12月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	5	10	16	1	14	6	2	15	4	1	16	4
非製造業	8	7	17	2	15	15	0	27	5	1	17	14
計	13	17	33	3	29	21	2	42	9	2	33	18

**岩手県素材流通協同組合**

理事長	下山裕司	設立	平成15年4月15日
住所	盛岡市菜園一丁目3番6号	電話	019-652-7227
組合員数	45名		

**国内初の協同組合方式・大手合板製造会社との提携**

本県の主要な木材資源であるカラマツ・アカマツ・スギ等の間伐小径材等の有効活用を図るため、岩手県内の素材生産業者、協同組合、県森連等24名が組合員となり設立した。

当組合は、合板原料となる素材を共同販売。素材は、民有林材が半数を占める一方、国有林材については、東北森林管理局、県内合板工場との3者協定に基づくシステム販売を構築し、安定的な販売供給に努め共同販売実績が増加している。青森県内の素材業者も賛助会員となっている。

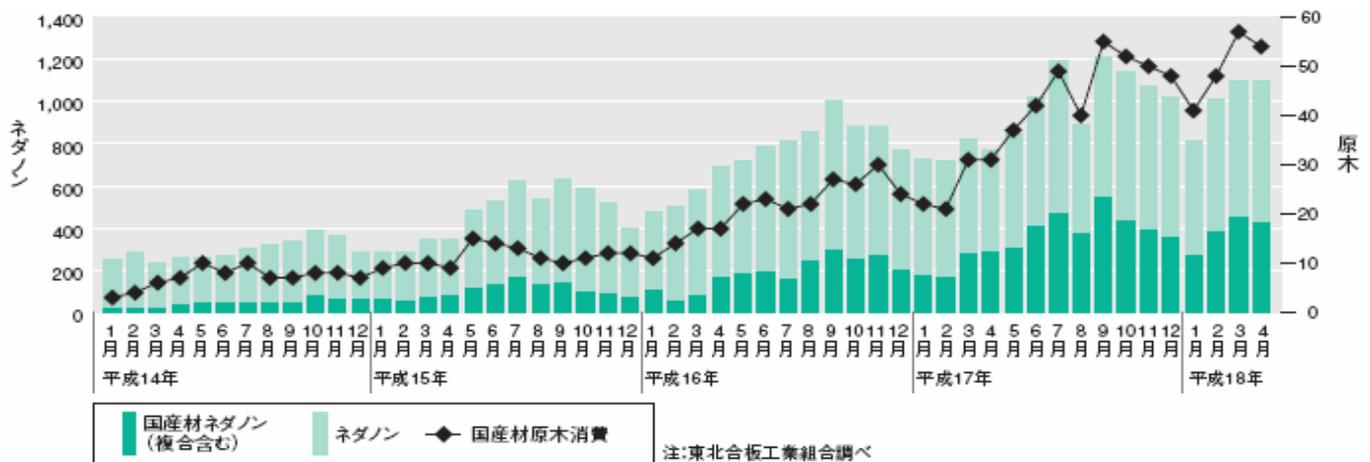
民有・国有林の素材販売から合板会社との提携による素材提供システムを構築した協同組合方式国内唯一の事例であり、林野庁の「新たな森林・林業基本計画の目指す方向」でも国内事例として紹介されている。

**合板材「ネダノン」**

当組合が供給する原料により生産される合板製品は「ネダノン」。2000年に東京合板工業組合・東北合板工業組合が24mm、28mm、32mm以上の針葉樹厚物構造用合板を開発し「ネダノン」として商標登録した。合板メーカー全国組織の日本合板工業組合連合会も統一商標として認可した。熱帯性広葉樹合板にかわる針葉樹厚物合板である。

岩手県、秋田県、宮城県で国内生産のほとんどが生産されている。特徴は、根太、火打ちばりを省略 地震に対する性能がアップ たわみ減少 床鳴りが発生しにくくなる 床の遮音性能の向上 耐火性能の向上 他が挙げられる。勿論JAS規格認定済みであり、建築基準法によるシックハウス対応済みである。住宅金融公庫木材住宅工事共通仕様書・平成15年改訂版に採用されたことにより販売が増加しはじめた。

ネダノン生産量推移(秋田県、宮城県、岩手県)



**「合法木材証明制度」による「事業者認定制度」をスタート**

世界的に違法伐採が行われており、伐採量の5割が違法なものである国もある。これらは、世界規模での環境問題は勿論、日本国内の林業業界への影響が非常に多大となる。そこで、「合法材証明制度」が開始された。

「合法材証明制度」とは、国内で流通する木材について、「森林関係法令を遵守して伐採された木材であると証明された木材」と、「そうでない木材」を区別して流通・管理させる制度。合法性が証明された木材を「合法木材」といい、つまり、正しい手続きで生産・伐採された木材であるということの証明である。

当組合は、林野庁による「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」にそって、平成18年度より事業者認定制度を開始した。

この制度がスタートしたことにより、合法木材とそうでない木材は徹底して分別管理・流通されることとなる。世界的規模の環境問題、グリーン購入法等への対応において森林業界の責務を果たすものである。

### 平成19年度 経済産業省 『中小企業地域資源活用プログラム』

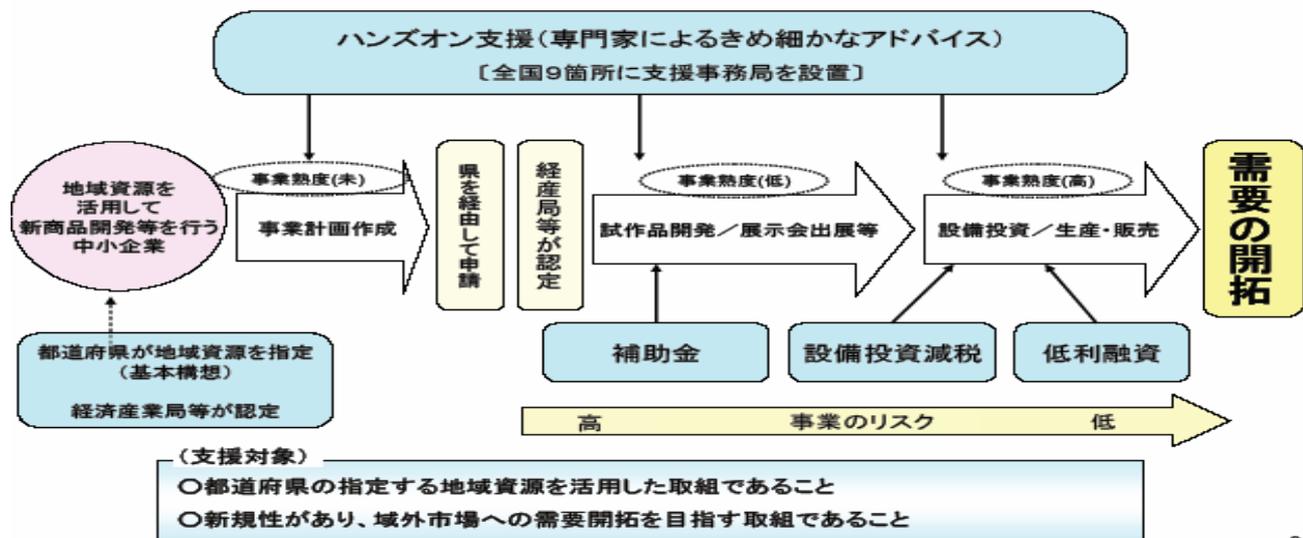
#### 地域資源を活用した事業展開の促進 ~関係6省庁との連携した総合的支援も創設~

平成19年度経済産業省の中小企業対策に関する重点施策として「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」の制定と「中小企業地域資源活用プログラム」が創設される予定です。

多くの中小企業は未だ景気回復を実感するにほど遠く、地域格差の拡大が懸念される中、各地域の「強み」である地域資源（産地形成、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化について総合的に支援するものです。「県による地域資源の指定」と「経済産業局の認定」により各種支援措置が用意されています。支援内容の詳細は後日掲載予定。

本会は、会員組合等が関連する「地域資源」について、県の基本構想・指定に選定されるよう要望していくとともに、事業計画策定について支援を行っていく予定です。また、食料産業クラスター協議会等とも連携し組合の新事業展開を総合的に支援することを検討しております。

#### 1. 「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」にもとづく支援スキーム



#### 2. 主な支援措置

<b>補助金・委託費</b> 1, 売れる商品づくり支援事業（補助金）・・・試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助（補助率2/3） 2, 市場志向型ハンズオン支援事業（委託費）・・・マーケティング等の専門家による市場調査、商品企画に対するアドバイス 3, 地域資源活用型研究開発事業（委託費）・・・地域資源を活用するための大学等連携した研究開発を支援 4, 地域資源活用販路開拓支援事業（補助金）・・・地域資源を活用した商品の販路開拓などに地域一体で取り組む組合等に対し、展示会等の費用の一部を補助 5, 地域資源活用企業コーディネート活動支援、啓蒙普及・・・中央会、商工会、商工会議所、中小企業組合、NPO等が市町村と連携し行う交流会・研究会など、地域の企業を外部のビジネスパートナーとを繋ぐ活動を支援 6, 中小企業基盤整備機構が主催する商談会やアンテナショップに対する優先的出展		
<b>融資等</b> 1, 政府系金融機関による低利融資 2, 信用保証協会の債務保証枠の拡大 3, 高度化融資 4, 食品流通構造改善促進機構による債務保証	<b>税制</b> 設備投資減税 設備等を購入した場合の税額控除、特別償却 リース費用の税額控除	

#### 3. 関係6省連携方策

関係6省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）の「中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する関係省連絡会議」において、地域資源の発掘と事業化に向けた具体的連携支援が提示された。

##### 【各省横断的な主な支援】

1. 地方ブロック（地方経済産業局、農政局、運輸局、整備局、厚生局）レベルでの地域資源の発掘、各省連携による効果的支援。地方交付税等で支援する「頑張る地方応援プログラム」（総務省）との連携
2. （独）中小企業基盤整備機構による「地域中小企業応援ファンド」の創設
3. （独）日本貿易振興機構の支援や国際空港でのアンテナショップの開設支援（海外を含めた販売機会の拡大）

【食品産業分野】 食品産業クラスター展開事業の加速化（農工連携促進）

【観光分野】 観光関連施策との連携（観光まちづくり、ビジットジャパン、ニューツーリズム促進）

【医薬品分野】 医薬品規制等に係る相談窓口の設置

【建設分野】 地域資源を活用した新分野進出の促進

## 平成19年度中小企業関係税制の概要

税制改正大綱の決定に合わせ、中小企業庁では「平成19年度税制改正の概要 中小企業関係税制」を公表しました。今般の税制改正では、中央会が大会等を通じて要望してきた事項が数多く実現されており、具体的には 経営基盤の強化、 事業承継の円滑化、 その他の支援の3つに分類し概要が示されています。

以下に、その内容についてご紹介します。

### 1. 中小企業の経営基盤の強化

#### **1. 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃（法人税）**

発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保や信用力向上等を図るために利益の内部留保が必要不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因。このため、中小企業を留保金課税の適用対象から除外する。

#### **2. 中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置（法人税、所得税）**

地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色のある産地技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。

地域資源を活用した新商品・新サービスを開発・提供するための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税制控除又は30%の特別償却）等

#### **3. 減価償却制度の抜本の見直し（法人税、所得税、住民税、事業税）**

減価償却制度について、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う。（大正7年の制度創設以来の大改革。約40年ぶりの大改正）

今後新規に取得する設備について、現行の法定年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10% → 0%）し、法定年数経過時点で全額（100%）まで償却可能な制度とする。（250%定率法の導入）

「償却可能限度額」（取得価格の95%）を撤廃する。

（現行制度では設備を除去しない限り、償却可能限度額95%までしか償却できない。）

95%まで償却が進んだ設備については、事後5年間で全額（100%）まで均等償却可能とする。）

この他、運用面での改善も有り。

#### 4. 中小企業等基盤等強化税制の延長（法人税、所得税）

中小小売業者等の経営基盤の強化を通じ、中小小売業等の高度化・高付加価値化を図るため、中小企業等基盤等強化税制を延長する。

適用期限を2年間延長（平成21年3月31日まで）

現行

中小卸・小売・特定のサービス業者の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）を講じている。

また、中小企業新事業活動促進法に係る要件（経営革新等）を満たした企業の取得する機械・装置についても、同様の措置を講じている。

\* 中小企業新事業活動促進法に係る要件を満たした場合は、いずれの業種でも適用可能となり、資本金1億円以下の要件が製造業等で3億円以下まで緩和される。

### ・中小企業の事業承継の円滑化

#### 1. 相続時精算課税制度の拡充（相続税、贈与税）

早期の計画的な事業承継を促進する観点から、現行の相続時精算課税制度では対象とならない60歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供（代表者となる場合等に限る）に自社株式を贈与する場合の特例を創設する。

（特定非上場株式贈与特例の創設）

中小オーナー経営者が、自社株式を後継者である子供（代表者となる場合等に限る）に贈与する場合、贈与者の年齢要件を65歳から60歳に引き下げ、非課税枠を2500万円から3000万円に引き上げる。

#### 2. 種類株式の評価方法の明確化（相続税）

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においても活用が期待されているが、相続税法上の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘がある。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化する。

#### 3. 非上場株式に係る事業承継税制の見直し〔検討事項〕（相続税、贈与税）

中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。（税制改正大綱「検討事

## **1. 中小企業へのその他の支援**

### **1. 支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し（法人税）**

平成18年度税制改正において、個人で事業を行っている者の節税目的の法人設立を抑制する観点から、実質一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与について、損金算入制限措置が導入された。中小零細企業への配慮から適用除外措置も設けられたが、中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を大幅に引き上げ、従前の2倍の1,600万円にする等の見直しを行う。

### **2. 中小企業金融の円滑化**

商工中金に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置（登録免許税、事業税等）

商工中金の株式会社への移行時に係る登記に関する登録免許税の非課税措置を講ずるとともに、新商工中金の移行期間中、新商工中金を利用する中小企業者が設定する抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減措置と商工中金に対する事業税（資本割）の軽減措置等を講ずる。

中小公庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制改革（所得税、法人税等）

中小公庫等を統合して設立される新政策金融機関に対する課税の取扱いについて、統合される現行の政策金融機関と同様の措置を講ずるとともに、新政策金融機関の権利承継に伴う非課税措置を創設する。

商工中金及び信用保証協会の抵当権設定登記の軽減措置の延長（登録免許税）

商工組合中央金庫、信用保証協会に抵当権設定の登記等に伴う登録免許税の軽減措置の適用期限を、商工中金については、1.5年延長（20年9月末まで）、信用保証協会については、2年間延長。

### **3. 中小企業組合への支援**

事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長（法人税）

事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%相当額の損金算入を認めている特別控除制度を2年間延長する。

中小企業等の貸倒引当金に関する特別措置の延長（法人税）

事業協同組合等が行う貸倒引当金の繰入について、通常繰入限度額の16%分を割り増して損金算入を認めている特例措置を2年間延長する。

保険会社等の異常危険準備金に関する特別措置の延長（法人税）

火災共済協同組合等が異常危険準備金を積み立てる場合、正味収入共済掛金の5%（通常は2.5%）まで損金算入を認めている特例措置を3年間延長する。

事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の摘要対象への追加（所得税、法人税、相続税）

法律改正により、事業協同組合等における共済事業の健全性を確保するための措置が導入された

ことから、事業協同組合等が大規模に行う共済事業と生命保険料控除制度等の対象とする。

平成19年度全国中央会「募集助成事業一覧」

事業名	事業の趣旨	事業のテーマ等	補助対象経費	補助金額	補助対象数	補助対象者
中小企業組合等活路開拓事業	中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、単独では解決が困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマについて、組合等がこれを改善するための事業に対し支援。	技術・技能継承・後継者育成、経営環境変化への対処、IT・環境問題、労働問題、取引慣行是正、事業構造改善・新事業分野進出、創業者支援、情報化促進、中心市街地活性化、その他	謝金、旅費、会議費、会場借料、会場設営費、資料費、印刷費、広告宣伝費、集計費、車両借上費、委託費、借損料、見学実習費、原稿料、原材料費、機械装置等購入費、備品費、製造・改良・据付費、加工費、実験費、光熱費、燃料費、試作費、設計費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 <u>12,297千円</u> (事業費の総額が20,495千円以下なら要した額の6/10以内)	90 組合等	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、
組合等自主研修事業	中小企業組合等がその組合員(会員)等を対象に研修を行い、組合等の人材養成促進のために実施する事業に対し支援。	研修内容... イ. 経営・販売管理、経理、財務、労務、運営等 ロ. 新製品開発、新技術導入、新分野進出等 ハ. 中小企業・組合等の今後のあり方に関する研究 研修対象...組合等の組合員(会員) 研修方法...講義、討議、事例研究等	謝金、講師旅費、会場借料、資料費、印刷費、車両借上費、借損料、消耗品費、雑役務費、通信運搬費	補助金限度額 <u>210千円</u> (事業費の総額が350千円以下なら要した額の6/10以内)	100 組合等	企業組合、協業組合、商工組合(連合会含む)、商店街振興組合(連合会含む)、生活衛生同業組合
組合等Web構築支援事業	組合等が、インターネットを通じて全国に公開する組合等のWebサイト制作に要する経費の一部を補助。	以下の業務が対象 制作の企画、データ収集、整理、加工 Webサイト制作(情報・サービスの構築) Webサイト公開に係るサーバへの登録	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、委託費	補助金限度額 <u>600千円</u> (事業費の総額が1,000千円以下なら要した額の6/10以内)	100 組合等	(連合会含む) 社団法人、共同出資会社、中間法人、LLP、任意グループ
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	中小企業者のIT活用による経営革新を推進するため、組合等連携組織を基盤として実施する右記の事業内容に対し、事業費の一部を助成。	基本計画策定事業 システム開発を目指した計画立案、RFP策定並びに講習会等 情報システム構築事業 アプリケーション・ソフトの開発(設計、開発、稼働、テスト等)並びに講習会等	謝金、旅費、会議費、会場借料、原稿料、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、委託費	補助金限度額 <u>12,297千円</u> (事業費の総額20,495千円以下なら要した額の6/10以内)	40 組合等	



## 平成19年度中小企業関係税制の概要

税制改正大綱の決定に合わせ、中小企業庁では「平成19年度税制改正の概要 中小企業関係税制」を公表しました。今般の税制改正では、中央会が大会等を通じて要望してきた事項が数多く実現されており、具体的には 経営基盤の強化、 事業承継の円滑化、 その他の支援の3つに分類し概要が示されています。

以下に、その内容についてご紹介します。

### 1. 中小企業の経営基盤の強化

#### **1. 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃（法人税）**

発展を目指す中小企業にとっては、設備投資・研究開発等を行うための資金の確保や信用力向上等を図るために利益の内部留保が必要不可欠であり、留保金課税は中小企業の発展の阻害要因。このため、中小企業を留保金課税の適用対象から除外する。

#### **2. 中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づく税制措置（法人税、所得税）**

地域の強みを活かした中小企業の事業活動を促進するため、中小企業地域資源活用促進法（仮称）に基づき、特色のある産地技術、農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、新たな商品・サービスの開発・提供を行う中小企業に対し、事業の立ち上げ・拡大に向けた設備投資を支援する税制措置を創設する。

地域資源を活用した新商品・新サービスを開発・提供するための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税制控除又は30%の特別償却）等

#### **3. 減価償却制度の抜本の見直し（法人税、所得税、住民税、事業税）**

減価償却制度について、企業の国際競争力・我が国経済の成長力を強化するため、償却に要する年数を諸外国（欧米・韓国等）に劣らないものとする抜本的な見直しを行う。（大正7年の制度創設以来の大改革。約40年ぶりの大改正）

今後新規に取得する設備について、現行の法定年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10% → 0%）し、法定年数経過時点で全額（100%）まで償却可能な制度とする。（250%定率法の導入）

「償却可能限度額」（取得価格の95%）を撤廃する。

（現行制度では設備を除去しない限り、償却可能限度額95%までしか償却できない。）

95%まで償却が進んだ設備については、事後5年間で全額（100%）まで均等償却可能とする。）

この他、運用面での改善も有り。

#### 4. 中小企業等基盤等強化税制の延長（法人税、所得税）

中小小売業者等の経営基盤の強化を通じ、中小小売業等の高度化・高付加価値化を図るため、中小企業等基盤等強化税制を延長する。

適用期限を2年間延長（平成21年3月31日まで）

現行

中小卸・小売・特定のサービス業者の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却（初年度30%）又は税額控除（7%）を講じている。

また、中小企業新事業活動促進法に係る要件（経営革新等）を満たした企業の取得する機械・装置についても、同様の措置を講じている。

\* 中小企業新事業活動促進法に係る要件を満たした場合は、いずれの業種でも適用可能となり、資本金1億円以下の要件が製造業等で3億円以下まで緩和される。

### ・ 中小企業の事業承継の円滑化

#### 1. 相続時精算課税制度の拡充（相続税、贈与税）

早期の計画的な事業承継を促進する観点から、現行の相続時精算課税制度では対象とならない60歳以上の中小オーナー経営者が、後継者である子供（代表者となる場合等に限る）に自社株式を贈与する場合の特例を創設する。

（特定非上場株式贈与特例の創設）

中小オーナー経営者が、自社株式を後継者である子供（代表者となる場合等に限る）に贈与する場合、贈与者の年齢要件を65歳から60歳に引き下げ、非課税枠を2500万円から3000万円に引き上げる。

#### 2. 種類株式の評価方法の明確化（相続税）

会社法の下で活用の幅が広がった種類株式は、中小企業の事業承継においても活用が期待されているが、相続税法上の評価方法が不明確で活用が進まないとの指摘がある。そこで、中小企業の事業承継において活用が期待される典型的な種類株式について、その評価方法を明確化する。

#### 3. 非上場株式に係る事業承継税制の見直し〔検討事項〕（相続税、贈与税）

中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。（税制改正大綱「検討事

## **1. 中小企業へのその他の支援**

### **1. 支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し（法人税）**

平成18年度税制改正において、個人で事業を行っている者の節税目的の法人設立を抑制する観点から、実質一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与について、損金算入制限措置が導入された。中小零細企業への配慮から適用除外措置も設けられたが、中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を大幅に引き上げ、従前の2倍の1,600万円にする等の見直しを行う。

### **2. 中小企業金融の円滑化**

商工中金に係る政策金融改革に伴う所要の税制措置（登録免許税、事業税等）

商工中金の株式会社への移行時に係る登記に関する登録免許税の非課税措置を講ずるとともに、新商工中金の移行期間中、新商工中金を利用する中小企業者が設定する抵当権の設定登記等に係る登録免許税の軽減措置と商工中金に対する事業税（資本割）の軽減措置等を講ずる。

中小公庫に係る政策金融改革に伴う所要の税制改革（所得税、法人税等）

中小公庫等を統合して設立される新政策金融機関に対する課税の取扱いについて、統合される現行の政策金融機関と同様の措置を講ずるとともに、新政策金融機関の権利承継に伴う非課税措置を創設する。

商工中金及び信用保証協会の抵当権設定登記の軽減措置の延長（登録免許税）

商工組合中央金庫、信用保証協会に抵当権設定の登記等に伴う登録免許税の軽減措置の適用期限を、商工中金については、1.5年延長（20年9月末まで）、信用保証協会については、2年間延長。

### **3. 中小企業組合への支援**

事業協同組合等の留保所得に関する特別控除制度の延長（法人税）

事業協同組合等の各事業年度における留保所得について、32%相当額の損金算入を認めている特別控除制度を2年間延長する。

中小企業等の貸倒引当金に関する特別措置の延長（法人税）

事業協同組合等が行う貸倒引当金の繰入について、通常繰入限度額の16%分を割り増して損金算入を認めている特例措置を2年間延長する。

保険会社等の異常危険準備金に関する特別措置の延長（法人税）

火災共済協同組合等が異常危険準備金を積み立てる場合、正味収入共済掛金の5%（通常は2.5%）まで損金算入を認めている特例措置を3年間延長する。

事業協同組合等が行う共済事業の生命保険料控除制度等の摘要対象への追加（所得税、法人税、相続税）

法律改正により、事業協同組合等における共済事業の健全性を確保するための措置が導入されたことから、事業協同組合等が大规模に行う共済事業と生命保険料控除制度等の対象とする。

### 平成19年度 経済産業省 『中小企業地域資源活用プログラム』

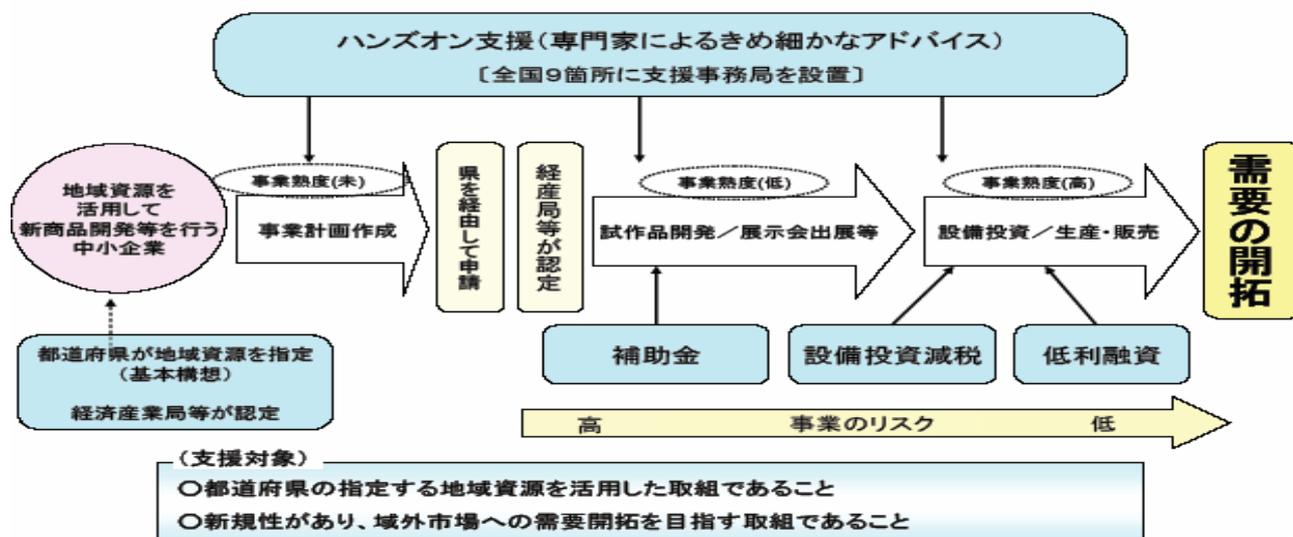
#### 地域資源を活用した事業展開の促進 ~関係6省庁との連携した総合的支援も創設~

平成19年度経済産業省の中小企業対策に関する重点施策として「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」の制定と「中小企業地域資源活用プログラム」が創設される予定です。

多くの中小企業は未だ景気回復を実感するにほど遠く、地域格差の拡大が懸念される中、各地域の「強み」である地域資源（産地形成、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化について総合的に支援するものです。「県による地域資源の指定」と「経済産業局の認定」により各種支援措置が用意されています。支援内容の詳細は後日掲載予定。

本会は、会員組合等が関連する「地域資源」について、県の基本構想・指定に選定されるよう要望していくとともに、事業計画策定について支援を行っていく予定です。また、食料産業クラスター協議会等とも連携し組合の新事業展開を総合的に支援することを検討しております。

#### 1. 「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」にもとづく支援スキーム



#### 2. 主な支援措置

<b>補助金・委託費</b> 1, 売れる商品づくり支援事業（補助金）・・・試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助（補助率2/3） 2, 市場志向型ハンズオン支援事業（委託費）・・・マーケティング等の専門家による市場調査、商品企画に対するアドバイス 3, 地域資源活用型研究開発事業（委託費）・・・地域資源を活用するための大学等連携した研究開発を支援 4, 地域資源活用販路開拓支援事業（補助金）・・・地域資源を活用した商品の販路開拓などに地域一体で取り組む組合等に対し、展示会等の費用の一部を補助 5, 地域資源活用企業コーディネート活動支援、啓蒙普及・・・中央会、商工会、商工会議所、中小企業組合、NPO等が市町村と連携し行う交流会・研究会など、地域の企業を外部のビジネスパートナーとを繋ぐ活動を支援 6, 中小企業基盤整備機構が主催する商談会やアンテナショップに対する優先的出展		
<b>融資等</b> 1, 政府系金融機関による低利融資 2, 信用保証協会の債務保証枠の拡大 3, 高度化融資 4, 食品流通構造改善促進機構による債務保証		<b>税制</b> 設備投資減税 設備等を購入した場合の税額控除、特別償却 リース費用の税額控除

#### 3. 関係6省連携方策

関係6省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）の「中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する関係省連絡会議」において、地域資源の発掘と事業化に向けた具体的連携支援が提示された。

##### 【各省横断的な主な支援】

1. 地方ブロック（地方経済産業局、農政局、運輸局、整備局、厚生局）レベルでの地域資源の発掘、各省連携による効果的支援。地方交付税等で支援する「頑張る地方応援プログラム」（総務省）との連携
2. （独）中小企業基盤整備機構による「地域中小企業応援ファンド」の創設
3. （独）日本貿易振興機構の支援や国際空港でのアンテナショップの開設支援（海外を含めた販売機会の拡大）

【食品産業分野】 食品産業クラスター展開事業の加速化（農工連携促進）

【観光分野】 観光関連施策との連携（観光まちづくり、ビジットジャパン、ニューツーリズム促進）

【医薬品分野】 医薬品規制等に係る相談窓口の設置

【建設分野】 地域資源を活用した新分野進出の促進

## L L P (Limited Liability Partnership: 有限責任事業組合)

### 制度と設立事例

#### 1. 法律制定の目的

海外では、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門人材の共同事業を振興するため、L L P (Limited Liability Partnership: 有限責任組合) や L L C (Limited Liability Company: 有限責任会社) という新たな事業体制度が整備されており、大きな効果を上げている。ところが、我が国では以下のような特徴を兼ね備えた事業体は存在しなかったことから、民法組合の特例として、出資者全員の有限責任制を定めた有限責任事業組合法 (L L P 法) を制定し、3つの特徴を持つ新たな事業体制度が2005年4月に創設された。

#### 2. LLP制度の特徴

有限責任制 : 出資者が出資額までしか責任を負わない。

内部自治原則 : 利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない。

取締役会や監査役のような経営者に対する監視機関の設置が強制されない。

構成員課税 : L L P に課税されずに、出資者に直接課税される。

これは、パス・スルー課税と呼ばれ、またL L P は法人格を持たないことにより、L L P に法人課税が課せられず、出資者への利益分配にも課税されるということがないことから、タックス・メリットが得られる。

#### 3. LLPの設立状況

経済産業省発表資料によると平成18年3月時点において、設立件数が300件を突破し、本県においては、1件の設立が確認されている。

業種としては、経営コンサルタントが28%を占めて最も多い。次に、ソフトウェア開発・コンテンツ制作が19%を占める。その他のサービス業も20%を占め、公共施設の管理サービスや、バイオの受託研究サービス、健康・医療・エネルギーの情報提供サービス等、多様なサービス提供L L P が設立されている。製造業は10%を占めている。この中には、新素材の研究開発や技術力のある中小企業が連携して脱下請けを図るなどの注目案件がある。製造業では、今後、大企業同士のジョイント・ベンチャーなど規模の大きいL L P も出てくることが予想される。

#### 4. 事例(1月5日 日刊工業新聞より)

～L L P から株式会社に～

有限責任事業組合 (L L P) レゾナンツ・テクノロジー (群馬県) は、05年に設立し、約1億円を投じてレゾナコート (フッ素樹脂表面処理加工) の加工ラインを新設し、半導体装置メーカーからボルトの表面処理加工の取引につながった。さらに複数の大手電機メーカーからA T M や空調機などの部品向けの引き合いが新たに活発になり、L L P として活動した1年間でおよその事業基盤が整ったことから、信用力の向上と事業規模を拡大するために株式会社レゾナンツ・テクノロジーに改組することとなった。

#### 5. LLPの活用方途

L L P は共同事業体であるものの継続的な事業体 (法人) ではなく、組合の存続期間の定めもあり、特定プロジェクトに特化した連携組織構築に限定される必要がある。企業間連携の事業主体としての組織 (法人化) を望む企業等には、不向きであるが、事例のように新事業展開を図る初期段階において、事業リスクを各ステークホルダーと共有することが可能であれば、非常に優れた組織形態である。

本会としては、事例のような特定プロジェクトの推進に特化して、L L P 組織を活用する方向で、支援していきたい。